

ここでいう「月縛（つきしばり）天利」のような仕方では、負債額を算出すると、一年たらずで元利合計が二倍、十円の借金が二十円九十二銭になるといわれる（「武相困民党の社会的背景に関する資料」資料編13近代・現代(3)四七）。そして返済不能に陥った農民に対しては、容赦なく裁判を通じて身代限りの処分が発動された。その際公売に付される田畑の価格は、地券面地価の二、三割という安値で買いたたかれる始末であった。

十七年不況下の神奈川県では、このような銀行会社の活動が全県的に見られるが、ことにこれらの銀行が集中している八王子周辺の南多摩郡では、一八八二（明治十五）年ごろより負債のため身代限りの処分を受ける者が激増しつつあった。南多摩郡長、原豊穰の記録はその間の事情を生なましく伝えている。

近來郡下人民ノ破産スル日一日ヨリ多く、既ニ本年（明治十五年——引用者註）一月ヨリ八月ニ至リ、八王子治安裁判所ヨリ身代限処分財産調査ヲ本衛ニ照会セルモノ実ニ四百二十名、昨明治十四年ニ比シ其數ニ倍半ヲ多クシ、一昨十三年ニ較スレバ凡六倍ヲ増加セリ。一年ヲ統計セバ、必ズ六百名ニ下ラン。一名ノ家族平均三人トスルモ総員一千八百人、夫レ恒産ナケレバ恒心ナシハ古今ノ通患人情其極処ニ陥テ事何カ為サラン。仮令大悪ヲナサ、ルモ無財無産ニシテ徒食スルモノ必ズ良民ノ權利ヲハ害スルモノナリ。嗚呼斯ノ憐ムヘク悪ムヘキ事態ヲ現出スル原因多端ナルベシト雖トモ金貸会社ノ如キ実ニ其尤ナルモノナリ

〔原家文書〕『八王子市史』

一八八四（明治十七）年九月、南多摩郡では郡下百三十五町村のうち百二十一町村が負債をかかえ、負債総額は百五十八万四千五百七円余に上った。この額は同郡下の地券面地価の五七・九割にあたり、また、当時の神奈川県財政の約三倍に相当する。まさに、銀行会社＝高利貸資本は、松方財政をテコとする日本型原蓄政策にはげまされて、県下の農民収奪に狂奔したのであった。

以上、主として農村における松方財政下の状況を考察してきたが、都市部の横浜などにおいても生活の困窮ぶりは変りな

った。たとえば横浜区内では、一八八三（明治十六）年下半期に戸数割追徴税の不納者が大量に出て、目下区役所で毎日四、五名ずつの不納者を召喚中であると報道されている（『自由新聞』明治十六年九月二十一日付）。

一一 激化する農民騒擾

ところで、農村不況が最も深刻化した十七年は、同時に農民騒擾（きようじょう）が燃えさかった年でもあった。とりわけ神奈川県は、全国有数の騒擾件数を記録し、その激しさにおいても、露木事件を頂点にきわだった様相を呈している。また、初期の自然発生的な騒擾が、その最終段階で武相困民党という巨大な農民組織に発展し、かなりの組織性と計画性をもって行動している点でも、全国的に一つの特色ある事例を提示していると言えよう。

露木事件（一色騒動）

この農民騒擾は、銀行会社等の債主に向かって負債者である農民が、負債の延納、年賦払い、利子の減免などを要求する、いわゆる負債返弁騒擾が主なものであった。そこに、この時期（松方財政下）の農民運動の特色があったのである。

さて、このような騒擾は、本県では、一八八三（明治十六）年の暮れから八四年（明治十七）全体にわたって発生しているが、本項ではその前期にあたる八四年半ばまでを扱う。

前期の騒擾は県の西部、相州を中心に起きているが、いまその主なものを列挙すると第二十五表のようになる。この表は騒擾の一方の当事者である債主を中心にしてその概要をまとめたものであるが、八件の騒擾のうち四件までが露木卯三郎に関するものである。このように露木関係の騒擾は、相州地域で極めて大きな部分を占めているが、それだけでなく、最後には債主・露木の殺害にまでエスカレートしていることでも判るように、前期における激化のピークをなしている。そこでまず、露

第2章 自由民権運動

第25表 相州西部における明治16年末から17年前期の農民騒擾

債主	所在地	騒擾と年月日
露木 卯三郎	洵綾郡一色村	子易村騒擾(16. 10. 14), 土屋村騒擾(17. 3. 16), 吉岡村騒擾(17. 4. 7), 露木殺害事件(17. 5. 15)
小塩八郎右衛門	大住郡戸田村	吉際村騒擾(17. 3. 29)
共 伸 社	大住郡曾屋村	弘法山騒擾(17. 5. 27) 愛甲郡も加わる(5月中)
江 陽 銀 行	大住郡馬入村	馬入村騒動(17. 6. 11)

土屋, 小野編『明治初年農民騒擾録』から作成

木の騒擾から述べていこう。

露木事件の萌芽は早くも子易村騒擾にみられるが、本格的なものとしては次の土屋村騒擾と吉岡村騒擾であろう。このうち土屋村騒擾は、大住郡赤田村外数か村、足柄上郡井ノ口村外数か村など農民百名が、土屋村字十国峠に集合して、露木が「予てより非常の高利を貪り借主を責むること残忍なりければ、いざや竹槍蓆旗を打たてて卯三郎の家へ攻めこみ、家族残らずをみな殺しにして腹癒せん」(『東京横浜毎日新聞』明治十七年五月十八日付)として協議していたものである。この土屋村騒擾は、一 露木に対する襲撃計画が公然化したこと、二 のちに露木の殺害に加わった足柄上郡井ノ口村、大住郡赤田村などが加わっている点で重要な意味をもつ。

以上のような経過を経て、一八八四(明治十七)年五月十五日、露木が大磯の旅館、宮代屋に止宿中のところを、負債者十名によって襲われ惨殺されるのである。さて、ここで注目したいのは加害者たちの出身村(第二十六表)と、事件を大きく報道した『東京横浜毎日新聞』の次の記事である。

右の連累は二、三百人ある由にて、実は同日同時に一手は卯三郎の居宅を焼打にし、一手は即ち大磯にて同人を殺す手筈なりしが、大磯の方が刻限を早く発し、為に早くも警察官の数多駆け来りて卯三郎の居宅を守る様なりしかば、居宅の方は遂に発するを得ざりしなりと(『東京横浜毎日新聞』明治十七年五月十八日付)。

第26表 露木事件関係者一覧

人 名	年齢	職業	出 身 村
小島 直次郎	27	農業	洵綾郡生沢村
加藤 民五郎	28	〃	同郡同村
守屋 滝 藏	27	〃	同郡黒岩村
大原 儀三郎	25	〃	足柄上郡井ノ口村
夏 刈 広 吉	37	〃	同郡赤田村
相原 文次郎	34	〃	同郡境村
関野伊右衛門	40	〃	大住郡上吉沢村
小林 浅五郎	49	〃	同郡同村

なお事件の主謀者といわれた石黒長兵衛（大住郡土屋村）近藤甚蔵（洵綾郡山下村）は無罪となっている

つまり、加害者たちの出身村を見ると、相当広汎な地域（三郡六か村）に及んでおり、また先の報道記事にある「二、三百人」の連累者がいたとすれば、この事件は、単なる偶発事件ではなく、その背後に各地の負債者集団の緊密な連絡と計画があったことを暗示している。極言すれば、加害者たちは各郡村の負債者間から選ばれた決行グループではないかということである。そうだとすれば、ここにすでに負債者集団⇨困民党の原型が形成されていたと考えられるわけである。ついでにここで、殺害された露木卯三郎について一言ふれておこう。露木は洵綾郡一色村出身の典型的な高利貸で、その「残忍な債法」は、「相卯」の名で全相州になりひびいていた。そのため早くから負債者たちの恨みを買ひ、事件当日も身の危険を感じて

娘の嫁ぎ先である宮代屋に身を隠していたといわれている。露木の負債圏は足柄上・足柄下・大住・洵綾・高座の諸郡に及び、五百人にのぼる負債者をかかえ、殺害された当時十四、五万円の巨富を蓄えていたという。そのうち、大住郡の負債関係だけでも、件数にして百二十四件、債権額一万八千七百円、抵当にとった田畑の面積は六十三町五反余にのぼっている（土井浩「明治十年代神奈川県下の土地金融活動について」『神奈川県史研究』二七号）。

弘法山騒擾

さて、相州の農民騒擾は、露木事件を契機に一挙に激化した。この事件の前後に相州では二つの騒擾——大住郡曾屋村の共伸社と大住郡馬入村の江陽銀行（第二十五表参照）——が起きていたが、露木事件に触発されて尖鋭化していった。供伸社をめぐる騒擾では、五月二十七日、大住郡四十四か村の農民三百名が、突如、笠窪村の元戸長、添田団右衛門を「首魁」として、秦野の弘法山に立てこもって集団的な動きを見せはじめた。六月四日の『自由新聞』は、現地から

の報道としてこう伝えてゐる。

神奈川県相模國大住郡（以下村名略——引用者）四十四ヶ村の人民凡そ三百余名には、不景氣の余り同郡矢名村なる弘法山に楯籠り相議して曰ふ 各自の負債は益々嵩み来て到底返弁の目途なし 然る時には抵当として差入れ置きし祖先伝来の田畑は全く他人の有となり、我々は小作をなすも為さざるも一切所有人の権内にあれば祖先へ対し申訳之れなし さりとて金円の弁償すべきなければ此上は債主へ迫りて飽迄年賦返済の儀を照会し全く帳消し同様の談判に取懸るべし。もし肯かざる時には暴行に及ばんと衆議一決して去月廿七日より、或は十名或は十五名宛連れ立ちて第一番に同郡曾屋村即ち十日市場の共伸社へ押懸け、本年より無利息三十五年賦返済の儀を申入れたり（後略）自由新聞はこの記事のはじめに「類似社会党」という見出しをつけて、このままでは「幾んど席旗を翻へし竹槍を掲げて手に唾して起たんとする勢」だと憂慮している。

そして、この「勢」に火がついたのが、共伸社社長、梅原修平の私宅に貼られたはり紙事件であった。

願の筋聞届け呉れ候はずば、如何程堅固防禦をなすと雖も屹度焼打候間其段承知せよ

つつがなき命はきのう共伸社

あすは露木の友となる身ぞ

（土屋、小野編『明治初年農民騒擾録』）

何者かの手で貼られたこのはり紙は、梅原を動転させ、放火殺人の噂も飛んで付近をパニック状態におとし入れた。露木事件の二の舞を恐れた小田原警察署は、事件の「首魁」として添田らを逮捕した。

つづいて六月十一日、今度は大住郡馬入村の江陽銀行の社長、杉山泰助宅に放火するとうる脅迫状が投げ込まれ、ここでも騒擾は激化の様相を見せはじめた。

このような不穏な状況のなかで、さすがの債主側も次第に態度を軟化させた。江陽銀行の社長、杉山は、事態を打開するた

め、村の祭礼にかこつけて負債者に酒肴を供応し、戸長、仲裁人を交えて徹夜の交渉の結果、ようやく和解にこぎつけた。こうして、六月に入ると、共伸社など他の債主も、「利子を引下げ或は年賦を承諾」に応じていった。その際の和解条件がどのようなものか全部は明らかでないが、江陽銀行の和解内容は「十七年六月より約三ヶ年に一割二分の利を付する事、三年後に更に三ヶ年の延期を許し此金額に限り八分の利を付する」(前掲「騒擾録」というもので、債主側にしてみればかなり大幅の譲歩を盛ったものであった。

ともあれ、一八八三(明治十〇)年末から相州を震撼しんかんさせた農民騒擾は、露木事件を契機に負債者側を有利に導き、債主を示談に追い込んで一応の解決を得たのである。とりわけ、露木関係の負債については、その遺族が大方の債権を放棄したこともあって、画期的な解決を得たのであった。

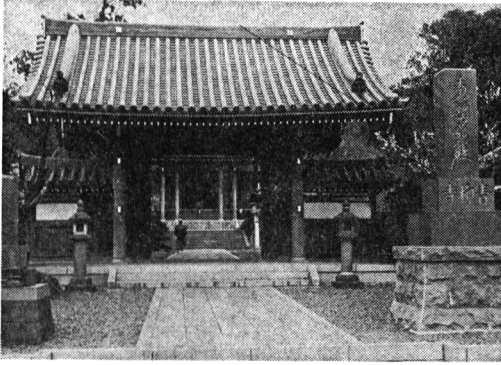
こうして、県西部の騒擾はひとまず鎮静に向かい、騒擾圏は東部へと移動していった。

三 武相困民党のたたかい

御殿峠の大騒擾

一八八四(明治十七)年の六月まで、県の西部に吹き荒れていた農民騒擾は、七月に入ると東部へ移動した。七月三十日、まず高座郡上鶴間の鹿島神社に同村の農民三百人が集まり、原町田の武相銀行と奈良村の盛運社の負債の件で協議するという動きがあった。この事件は次にくる一大騒擾の前ぶれであった。

八月十日、高座・南多摩・都筑三郡の農民が、武相の国境にある御殿峠に大挙して集合し、事態は一挙に重大化した。この日御殿峠に集まった農民の数は千人とも数千人もいわれ、沿道を大八車に大金や食糧を積んで行進し、これから八王子の



困民党結集の上鶴間青柳寺（鹿島神社）

銀行会社を打ちこわしに行くのだと言って氣勢をあげた。「其勢と恰モ仏国革命党ノパスチール獄ヲ破ツテユク」が如しだと、戸長の細野喜代四郎はその日誌（『町田市史料集』第八集）記している。この報が八王子に伝わるや、市内はまるで打ちこわし前夜のような恐慌状態を呈したという。

御殿峠といえ、武相の境にあつて八王子の市街が眼下に見下せる場所である。当時の八王子は、関東最大の織物生糸市場として多数の銀行会社が集中していた。これらの銀行会社に負債のある農民が、債主との交渉のため此の地を選んだのは極めて自然のことであつた。

農民蜂起の報に驚いた八王子警察は、署長の原田東馬以下総員でかけつけ、懸命の説得にあつた。集会の目的をきかれた参加者たちは、負債の返済ができないので全員で債主に延期を交渉していくのだと答えている。警察側の徹夜の説得が効いたのか、さしもの大群集も夜明けと共に解散しはじめた。しかしそのうちの二百余人は、疲労と空腹を理由に立退きを拒否したため全員検挙された。検挙者の所属は、三郡二十二か村に及んでいるが、高座郡上鶴間村の六十七名をはじめ、南多摩郡の高ヶ坂村十九名、南大沢村十九名、木曾村十六名などが主力をなしており、これらの諸村ではすでに困民党が組織されていたものと推定される。

ともあれ、この御殿峠事件は、困民党運動の最初の大結集を示したものであり、運動が郡村段階を越えて大きく連合への第一歩をふみ出したことを告げるものであつた。

困民党運動の第二の事件は、南多摩郡川口村の農民指導者、塩野倉之助に対する弾圧

事件である。九月一日、八王子署は塩野の自宅に困民党の事務所が設けられたという情報を得て、家宅捜索を行い、塩野の書記の町田克敬を逮捕した。この事件を聞いた農民側は、塩野を先頭に続々と八王子署へつめかけ、町田の釈放と押収品の返還を要求した。その数二百余人、激昂した農民の中には、署員の制止を無視して署内になだれ込む者もいた。そのため、不退去を理由に全員検束されるという結果を招いた。この時の逮捕者は南多摩、西多摩、北多摩の三十三か村二百十名であった。この事件は、これまで騒擾の圏外にいた多摩北部の地域が新たに運動に加わり、困民党に結集しはじめたことを示している。この弾圧の報を聞くや、南部の人民は北部に呼応し合流すべく、再び御殿峠へ結集しはじめるが、横浜本署からの警官隊の増派の報を受けてひいていった。

以上のような武相諸郡の運動のほかに、いま一つ津久井郡人民の動向に注目する必要がある。御殿峠事件から三日目、津久井郡八か村三百余人が御殿峠へかけつけるが、すでに解散していたため方向を転じ、そのうちの百人が歎願と称して郡役所へ向かった。そこで郡長、警察署長らの説論を受け、一旦引き揚げたが、十六日再び別の場所に集合するという陽動作戦を用いて当局を悩ませた。この津久井人民の行動は極めて尖鋭で、自ら「困民会」と称し、八月二十六日には同郡三井寺に十か村の代表十三人が集合し、警官が解散を命じたところ、目下負債の件で仲裁人を通じて債主と掛合いの中で、「其返答あるまでは決して解散せず」（騒擾録）と抗弁して全員逮捕されている。また津久井困民党は、他郡の困民党が地下にもぐった九月末から十月末にかけても、十数人から百人程度の規模で、絶えず騒擾を繰り返している。

武相困民党の大連合なる さて、九月五日の八王子署の弾圧事件で、それまで連日のように小規模な騒擾を展開していた困民党側も、やや沈静するかに見えた。警察側が隊列を強化して警備を厳にしはじめたからである。こうしたなかで、

九・五事件の逮捕者も大方釈放され、八王子警察署は九月三十日、事件落着の意味で横浜本署に「借金党鎮圧」の報告を行う

第2章 自由民権運動

第27表 武相困民党の指導者一覧

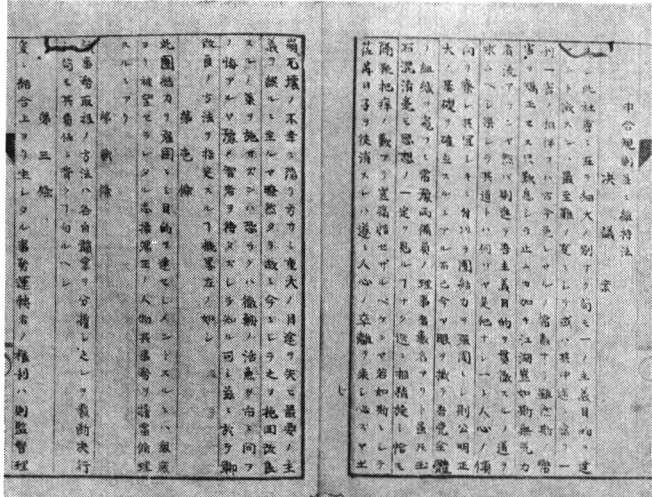
郡	村	氏名	年令	困民党役職	職業	所有地価	備考
南多摩	上山田	中島 小太郎	41	監督	生糸商・農業	746円	有隣学校世話役
	下山田	若林 高之助	26	"	生糸商・農業	955	村用掛, 明治36年横浜へ出る
	南大沢	若佐 昇之助	18	"	質屋・農業	489	
	谷相	須長 速造	33	事務主任	農業	891	戸長
	"	吉野 福次郎	"	"	"	"	"
	"	西山 甚左衛門	52	"	"	"	"
	木曾	石川 吉右衛門	34	"	旅宿"中島屋"	419(明治9年)	明治19年横浜へ出る
	"	笠原 三郎兵衛	48	會計	糸物商	"	"
	"	井田 浅次郎	50	"	"	"	寄留人(東京府下谷) 明治18年には小作人
	"	石飯 熊吉	46	周旋	"	"	"
高座	上鶴間	渋谷 雅治郎	25	幹事	屋号"綿屋"		刑期終了後横浜移住
	"	渋谷 元右衛門	57	會計	糸商・農業	田畑山林20町3反	旧名主, 村用掛
	"	阿部 要一	46	幹事	農業	10町歩(開きとり)	地租改正掛
	山下	井上 吉郎	30	監督	農業	8石5斗(明治5年)	父・村用掛, 横浜移住
	"	福座 八三郎	26	幹事	農業	"	のち村議, 助役
	"	座間 友三郎	35	會計	揚屋より糸	"	"
	"	座山 友三郎	36	周旋	農業	"	"
	"	小山 万吉	35	周旋	米屋	"	"
	"	小山 勝右衛門	57	"	大工	"	明治17年5月離婚, 家出
	愛甲	上依知	堀口 義三郎		幹事	肥料商	
都筑		寺塚 大曾根		"	"		
		志田 金子		"	"		

この表は色川大吉「困民党と自由党」、『町田市史』(下巻)などを参考にして作成した。また、このほかに、御殿峠事件の指導者、渋谷彦右衛門、同彦兵衛、各村段階での総代人もいるが省略した

までになった。

しかし、この一か月間こそ困民党にとって組織の大結集をはかるための時間かせぎの時期であった。各地の困民党グループは、この間地深く潜行し、相互の連携を図りながら、困民党の大連合を準備していった。武相困民党の結成がひそかにすすめられていたのである。

もともと困民党は、「上鶴間組」「木曾組」というような一村若しくは数か村が基本組織となっており、それが横に大きく連合するという組織形態をとっていた。このような連合は、運動のなかで次第に発展していったが、それが武相困民党として大同団結し、正式に名のりをあげたのは、十一月十九日の困民党大会であった。この日困民党は相模原で、武相七郡(多摩三郡と愛甲・高座・都筑・鎌倉の諸郡)三百か村の代表を集めて結成大会を開いた。大会は、「申合規則並ニ維持法」とよばれる規約と当面の方針を審議し、また新指導部を選出した。大会審議の中では、これまでの活動にあらわれたセクト主義と分散主義が厳しく自己批判され、何よりも団結の強化が叫ばれた。さらに選出された役員(第二十七表)をみると、監督四、幹事九、会計五、周旋四、計二十二名からなっており、監督と幹事には若手を起用し会計と周旋



須長松市氏蔵 因民党結成大会で決定した「申合規則並ニ維持法」

には年長者を配し、また武州と相州同数とするなど、年齢構成や選出地域に細かい配慮をしていることがわかる。

大会は最後に、次のような檄文を発表して幕を閉じた。

諸君知ラスヤ吾曹ノ对手ハ最モ強敵ニシテ最堅壁ニ抛レリ。吾進撃ノ前途ニ横タ
 ハルノ荆薊雖然正理ヲ以テ剣トナシ公道ヲ以テ鉞トナシテ確倒蹂躪シテ倍進テ主
 義ヲ貫キ目的ノ城ニ至リ而シテ全勝ノ功ヲ奏シ凱歌ヲ天下ニ揚ルコト何ゾ難シト
 センヤ 是只衆心団結力ノ強弱如何ニアルノミ 請吾ガ同胞兄弟ヨ豈卑屈スルノ
 時ナランヤ、宣シク速ニ奮起シテ希望目的ヲ徹底スルコトヲ務ムベシ 只是業境
 ニ遊フト倍困苦ニ陥ルトハ同胞兄弟ノ奮発スルト否トノ氣力ニアルノミ……諸君
 請活動セラレヨ 諸君請奮勵セラレヨ (資料編13近代・現代(3)四三)

因民党が大会で決めた当面の方針は、各郡長と県令に対して負債処分
 の請願をすることであった。郡長あての請願では、負債の返済について、無
 利息満一年据えおきの上、五年ないし七年の年賦払い、それに少々の利子
 という大変控え目なものであった。因民党は当初、負債満五か年据えおき
 五十年賦という極めて大胆な要求を打ち出していたからである。しかし、

この程度の要求ですら銀行側は受入れようとしなかった。銀行側はすでに九月末、騒擾の仲裁役を買って出た自由党県議らに
 対して、負債者のうち貧困な者に限って五年以内の年賦払いを認める、利子は年一割五分以上二割までという最終回答を出し
 ていた。

県令交渉と困

民党の終末

困民党が当事者間の交渉を打ち切って、郡長、県令という行政当局に対する請願に切りかえたのは、行き詰まった交渉を、当局の職権に頼って打開しようという目算からであった。ところが、郡長あての請願は各郡長からにべもなく拒否された。願書を一応受理したのは、かつての民権派県議で現高座郡長の今福元頼だけであった。一方、県令あての請願は、大会で「吾国勇名ノ国土」として指名された代言人、立木兼善を代理人に立てて行われた。立木は前横浜裁判所の所長で、当時民権派の法律事務所、北洲社を経営して困民党の信頼が厚く、すでに木曾組、鶴間組などのグループとは以前から接触があった。

困民党の依頼を受けた立木は、年が明けた十八年の一月早々、神奈川県令・沖守固に書簡を送り、善処を求めた。それに対して沖県令も、趣旨はよくわかった、近く各郡長から事情を聞いて善処したいという返事を寄せた。この情報は直ちに地元の困民党に伝わり、そこで困民党は総代数名を横浜に送って、直接県令に歎願することにした。このときの総代は、監督の中島小太郎、佐藤昇之助、若林高之亮、金子邦重、大曾根作次郎それに事務主任の須長運造の六名であった。

一八八五（明治十八）年一月九日、一行は横浜の名望家、海老塚四郎兵衛に伴われて県庁に出頭した。ところが、県側の態度は先日の立木の情報とはうって変わったものであった。当日は県令の姿はなく、田沼大書記官、花田警部長らが応対したが、最初から総代の辞任と困民党の解散を要求する高圧的なものであった。翌日は沖県令に招かれたが、此処でも前日と同様であった。総代たちが必死になって訴える負債処分の問題には耳をかさず、「速ニ出頭総代ノ名義ヲ去リ団結ヲ解ケ……若シ強テ申立ル以上ハ無余儀警吏ニ引渡処分スルノ外無シ」（明治十八年一月十二日中島小太郎宛若林高之亮書簡色川大吉「困民党と自由党」『歴史学研究』二四七号）と言って、説諭と脅迫が繰り返された。

今やすべての望みは断られた。その夜、悄然として宿舎に帰った総代たちは、県令あてに一通の上申書を作成した。それは